省　令

○経済産業省令第二号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
第一条　令和八年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。	
原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり二億四千三百七十万八千円

改正前	
第一条　令和七年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。	
原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり二億一千一百七十二万七千円

第二条　令和八年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。

原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり六千三百九十八万二千円

原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり五千八百八十一万八千円

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、人工血管基準及び医療用接着剤基準の一部を改正する告示並びに視力補正用コンタクトレンズ基準を廃止する告示を次のように定める。

令和八年二月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

人工血管基準及び医療用接着剤基準の一部を改正する告示並びに視力補正用コンタクトレンズ基準を廃止する告示

（人工血管基準の一部改正）

第一条　人工血管基準（昭和四十五年厚生省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
Ⅱ　人工血管の品質基準及び試験法 人工血管の品質基準及び試験法は次のとおりとする。ただし、次に掲げる品質基準及び試験法と同等以上の品質、有効性及び安全性を担保することができる品質基準及び試験法がある場合には、それを用いることができる。 (1)　(略) (2)　化学試験 ア　(略) イ　pH、重金属及び過マンガン酸カリウム還元性物質 本品1.0ｇを採り、水100mLを入れた容器中に入れ、37℃で24時間加温した後、本品を取り出し、この液を試験液とし、次の試験を行うとき、これに適合する。	Ⅱ　人工血管の品質及び試験法 （新設） (1)　(略) (2)　化学試験 ア　(略) イ　pH、重金属及び過マンガン酸カリウム還元性物質 本品1.0ｇを採り、水100mLを入れた容器中に入れ、37℃で24時間加温した後、本品を取り出し、この液を試験液とし、次の試験を行うとき、これに適合する。